

全国厚生労働関係部局長会議資料 (厚生分科会)

平成28年1月20日(水)
社会・援護局

社会福祉法等の一部を改正する法律案における施行日等

○H28.4.1施行予定：地域公益活動の実施、財務諸表の公表、指導監督の見直し・権限移譲、退職手当制度の見直し

○H29.4.1施行予定：経営組織のガバナンス強化（評議員会等）、財務規律の強化（社会福祉充実計画等）

年度	月	法人	所轄庁
H28	4	○旧評議員会・旧理事会 -決算、 <u>定款変更</u> （ <u>所轄庁変更</u> に関する事項）	○ <u>定款変更の認可</u> （ <u>所轄庁変更</u> に関する事項）※都道府県・指定都市
	6	○現況報告書等の届出（～H28.6.30）	
	5	○旧評議員会・旧理事会 - <u>定款変更</u> （H29.4.1施行に関する事項：新評議員の選任方法等） →H29.3.31までにあらかじめ新評議員を選任（任期はH29.4.1～）	○ <u>定款変更の認可</u> （H29.4.1施行に関する事項）
	3	・現評議員の任期満了（H29.3.31）	
H29		・新評議員の任期開始（H29.4.1～）	
	4	○新理事会 -決算、社会福祉充実計画、新役員案	
	5	○新評議員会 -決算、 <u>社会福祉充実計画</u> 、 <u>役員等報酬基準</u>	
	6	- <u>新役員・会計監査人の選任</u> → <u>任期開始</u> （現役員の任期満了）	
	○ <u>社会福祉充実計画の申請</u> （～H29.6.30） ○現況報告書、役員等名簿・役員等報酬基準等の届出（～H29.6.30）	○ <u>社会福祉充実計画の承認</u> （申請後一定期間内に承認）	
	5		

※新評議員会：改正法案に基づく、必置の議決機関としての評議員会
旧評議員会：現行法に基づく、任意の諮問機関としての評議員会

新理事会：改正法案に基づく理事会
旧理事会：現行法に基づく理事会